

上越市中郷総合体育館

所在地	上越市中郷区藤沢964番地1
利用時間	9:00～21:00(予約がない時は、17:00まで)
休館日	毎週月曜日(月曜日が祝日の場合は翌平日)、12月29日～1月3日
受付・申込先	中郷総合体育館 電話0255-74-3233

●施設使用料

施設名	令和2年4月1日以降の利用				令和2年3月31日までの利用			
	占用使用料 (1時間につき)	供用使用料(1人につき)			占用使用料 (1時間につき)	供用使用料(1人につき)		
		区分	2時間につき	1月につき		区分	2時間につき	1月につき
競技場	1,260円	一般	270円	1,080円	1,140円	一般	220円	880円
		中学生以下	140円	560円		中学生以下	110円	440円
柔剣道場	480円	一般	240円	960円	400円	一般	200円	800円
		中学生以下	120円	480円		中学生以下	100円	400円
卓球場	360円	一般	240円	960円	300円	一般	200円	800円
		中学生以下	120円	480円		中学生以下	100円	400円
トレーニングルーム	—	一般	360円	1,440円	—	一般	300円	1,200円
		中学生以下	180円	720円		中学生	150円	600円
トレーニングコース	—	一般	160円	640円	—	一般	150円	600円
		中学生以下	80円	320円		中学生以下	70円	300円
ミーティングルーム	480円				400円			
遊戯室	360円				300円			
ピロティ	120円				100円			
ステージ	240円				200円			

●付属設備使用料

	設備名	令和2年4月1日以降の利用		令和2年3月31日までの利用	
		単位	使用料	単位	使用料
競技場	照明設備	1時間につき	720円	1時間につき	700円
	放送設備	1時間につき	110円	1時間につき	100円
更衣室	温水シャワー	1人1回につき	110円	1人1回につき	100円

施設使用料備考

- 1 施設を占有して利用する場合で、団体が営利・営業目的で使用する時は、定額使用料の200パーセントの額とします。
- 2 施設を占有して利用する場合で、市内に住所を有しない個人または市内に事務所もしくは事業所を、有しない団体が使用する時は、定額使用料の200パーセントの額とします。
- 3 施設を占有して利用する場合で利用時間が1時間に満たないときは、1時間として計算します。
- 4 施設を共用して利用する場合で利用時間が2時間に満たないときは2時間として、1月に満たないときは1月として計算します。
- 5 未就学児が施設を共用して利用する場合は、無料とします。
- 6 競技場、柔剣道場又は、卓球場を共用して利用することができる場合は、当該施設を占有して利用する者がいない場合に限るものとします。
- 7 競技場を占有して利用する場合で利用する面積が全体の2分の1以下であるときの使用料は、定額使用料の50パーセントの額とします。
- 8 トレーニングルームの利用は、中学生以上の者に限るものとします。
- 9 備考1、2及び7の規定のうち、複数のものに該当する場合の上限額は、定額にそれぞれの割合を乗じた額とします。

付属設備備考

- 1 営利又は営業上の目的で競技場の照明設備又は放送設備を利用する場合の使用料は、定額使用料の200パーセントの額とします。
- 2 市内に住所を有しない個人又は市内に事務所若しくは事業所を有しない団体が競技場の照明設備又は放送設備を利用する場合の使用料は、定額使用料の200パーセントの額とします。
- 3 競技場の照明設備又は放送設備の利用時間が1時間に満たないときは、1時間として計算します。
- 4 競技場を共用して利用する場合の照明設備の利用は、無料とします。
- 5 競技場の照明設備を利用する場合で利用する照明設備の数量が全体の2分の1以下であるときの使用料は、定額使用料の50パーセントの額とします。
- 6 備考1、備考2及び備考5の規定のうち複数のものに該当する場合の使用料は、定額使用料にそれぞれの割合を乗じて得た額とします。